

うきは市立図書館 視聴覚機材の貸出について

うきは市立図書館では、視聴覚機材を無料で貸出できます。
市内に拠点があるもので 内容が教育・文化・教養に属することであれば利用できます。

利 用 規 定

I. 貸出について

① 貸出の対象

- ・市内に所在する教育関係団体
- ・図書館と密接な関係にある団体（ボランティア登録をしている）
- ・文化協会や体育協会等の社会教育団体の傘下にある単一団体
- ・その他、館長が特別に認めた場合

利用目的・・・学校教育・社会教育・うきは市に対する行政の行事

注意

- ・営利を目的とした行為・活動などへの貸出はできません。
- ・借用者からの機材を他の団体に転貸することは禁じます。
- ・貸出しを受けた機材を破損もしくは紛失したときは原形回復、又は賠償していただきます。
- ・特定の政党及びその他の政治的活動、特定の宗教及びその他の宗教活動のための利用はできません。
- ・条例及び規定に違反した利用に対しては、その後の貸出ができない場合があります。

② 利用方法

- 1) 「視聴覚機材利用申込書」に必要事項を記入し、図書館事務室へお申し出ください。
- 2) 貸出の期間は、借りる日、返す日を含めて7日間以内です。
- 3) 予約できる期間は、当月を含んで3ヶ月までです。
- 4) 返却する前に、機材破損・紛失していないか必ず確認してください。

II. 返却について

- ・機材は**3階**事務室へご返却ください。その際に、機材の破損箇所や不具合が生じた点をご報告ください。
- ・後日、状態を確認した上でこちらから、弁償等についてご連絡することもございます。

そ の 他

I. 3階施設の利用時間

午前9時から午後5時まで

II. 休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合はその翌日）・年末年始（12月29日から1月3日）
特別館内整理期間（2月中旬）